

**JFEスチール株式会社の
高炉等休止に伴う
支援施策説明会・相談会**

1 今後実施する支援施策

求職者向け特別相談窓口の設置

概要

JFEスチール株式会社の高炉等休止に伴い、影響を受ける取引先関連事業者の従業員等を対象とした、再就職の相談等に関する窓口を設置します。

設置日

令和5年2月予定

設置場所

神奈川県内ハローワーク予定

その他

詳細が決まり次第、神奈川県労働局HP及び川崎市HP等で公表

合同企業面接会

概要

JFEスチール株式会社の高炉等休止に伴い、影響を受ける取引先関連事業者の従業員等を対象とした再就職のマッチングを行うため、合同企業面接会を実施します。

開催日

令和5年7月、9月、10月の3回実施予定

開催場所

川崎市内及び横浜市内(未定)

その他

詳細が決まり次第、川崎市HP等で公表

2 各行政機関等の関係制度説明

厚生労働省神奈川労働局 雇用関係制度

ハローワーク（公共職業安定所）

求人・求職のマッチング、雇用保険の手続き、職業訓練の受講の相談等を、無料で行っている国（厚生労働省）の機関です。

事業主の方には……

- ・ 求人の申込みに関する相談・受付
- ・ 従業員の雇用保険の手続き
- ・ 障害者や外国人の雇用に関する相談
- ・ 各種助成金制度の相談 等

仕事を探す方には……

- ・ 求人情報の提供や仕事に関する相談
- ・ 求職活動に必要な応募書類や面接のアドバイス
- ・ 就職を支援するセミナーの開催
- ・ 仕事に必要なスキルを学べる無料の職業訓練の相談
- ・ 雇用保険（失業給付）の受給手続き 等



働く場所が

川崎市、鶴見区の求人数(9月)	17,138人
うち生産工程(製造)仕事	1,549人
うち輸送・機械運転の仕事	1,677人
うち建設・採掘の仕事	1,273人

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に従業員を休業等（休業および教育訓練）または出向させる場合の助成。

◆支給対象◆ 支給対象事業主：雇用保険適用事業所、支給対象労働者：雇用保険被保険者

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。
(計画届とともに協定書の提出が必要)

◆受給手続き◆

- 休業や出向を行う前に、労働局に計画届を提出することが必要です。
- 支給申請期間は休業や出向実施後、2か月以内です。

厚生労働省
ホームページは
こちら



助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※対象労働者1人あたり <u>8,355円</u> が上限です。 (令和4年8月1日現在)	1 / 2	2 / 3
教育訓練を実施したときの加算（額）	(1人1日あたり) 1,200円	

事業規模の縮小により離職する労働者の再就職を援助する事業主に対して助成。

I 再就職支援コース

再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者への委託等により行う事業主に対して助成をするものです。

再就職支援	職業紹介事業者への委託に要した費用の一部助成
訓練	職業紹介事業者への委託費用のうち、再就職支援の一環として行われた訓練経費への助成
グループワーク	職業紹介事業者への委託費用のうち、再就職支援の一環として行われたグループワーク経費への助成
休暇付与支援	離職が決定している労働者に対して、事業主が求職活動のための休暇を与えた場合の助成
職業訓練実施支援	離職が決定している労働者に対して、教育訓練施設等に委託して訓練を実施した場合の助成



再就職支援コース



早期雇入れ支援コース

II 早期雇入れ支援コース

ハローワーク所長の認定を受けた再就職支援計画等の対象となった労働者を、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成するものです。

助成金の支給には要件があります。詳しくは、[神奈川労働局助成金センター](#) TEL 045-650-2868

従業員のキャリアアップのため、訓練、研修などを行う事業主への助成。

訓練コース名	内容
特定訓練コース	若年者に対する訓練、生産性向上に資する訓練、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練等、訓練効果が高い10時間以上の訓練に対し助成
一般訓練コース	職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練に対し助成
教育訓練休暇等付与コース	有給の教育訓練休暇等制度を導入し、労働者が当該休暇を取得し、訓練を受けた場合に助成
特別育成訓練コース	有期契約労働者等（非正規雇用者）に対する職業訓練に対し助成
人への投資促進コース	サブスクリプション型研修サービス訓練、労働者が自発的に行う訓練、デジタル人材・高度人材育成訓練等を実施した場合に助成 ◆令和4年4月1日新設◆
建設労働者技能実習コース	雇用する建設労働者に技能向上のための実習を受講させた場合に助成（中小建設事業主等対象）
建設労働者認定訓練コース	雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた場合や認定訓練を行った場合に助成（中小建設事業主等対象）

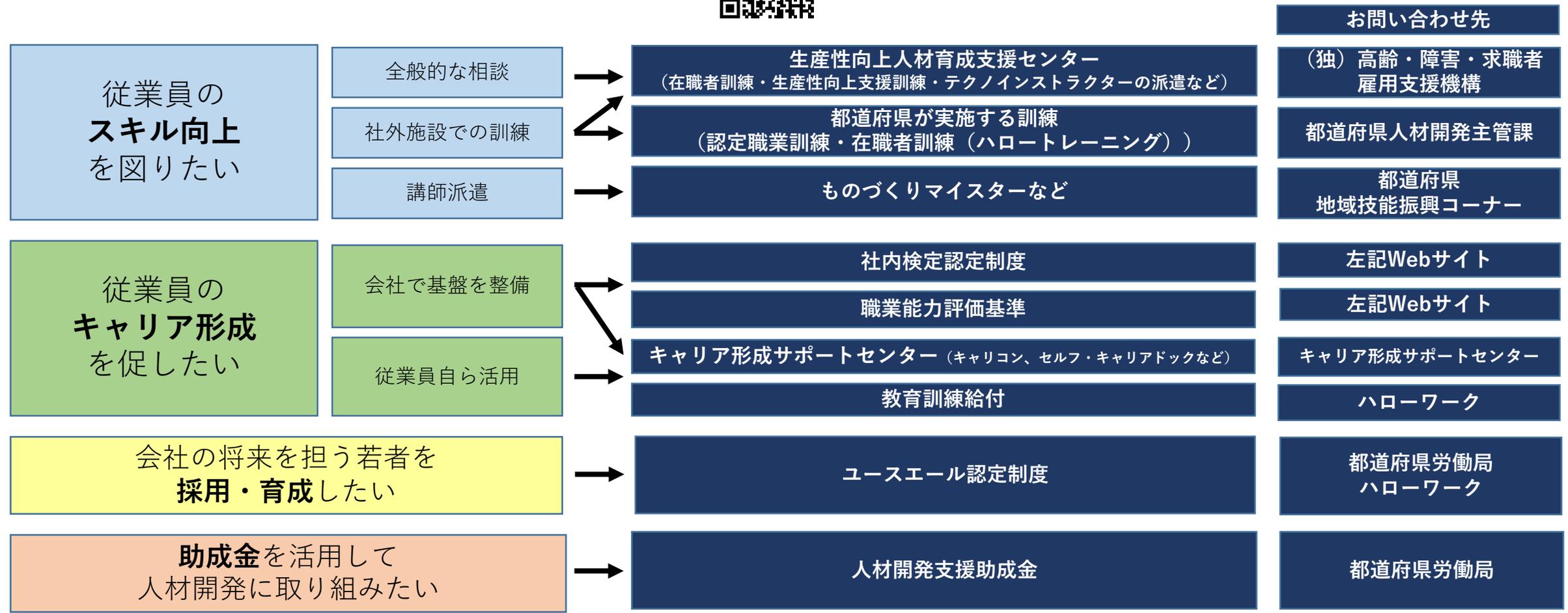
助成金の支給には要件があります。詳しくは、下記までお問合せください。
神奈川労働局助成金センター TEL 045-277-8801

厚生労働省
ホームページは
こちら



厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、さまざまな支援策を用意しています。

(詳細は <https://www.mhlw.go.jp/content/000923176.pdf>)



◆派遣労働者からの苦情の処理

派遣先は、派遣労働者からの苦情の処理体制を整備しなければなりません。特に、派遣先に課されている労働関係法令上の責務に関する苦情については、誠実に対応しましょう。

派遣契約の中途解除について

- ◆派遣先は、派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ、相当の猶予期間をもって派遣元事業主に派遣契約の解除の申入れを行うことが必要です。
- ◆派遣先は、派遣先の関連会社での就業をあっせんするなどにより、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが必要です。
- ◆派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも派遣契約の中途解除によって派遣元事業主に生じた損害の賠償などを行うことが必要です。例えば、休業手当に相当する額や解雇予告手当に相当する額などを支払う必要がありますが、これらに限らず、派遣先の責任により派遣元事業主に実際に生じた損害については、賠償の必要があります。
- ◆派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための費用の負担に関する措置等の派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関することを派遣契約に定める必要があります。
- ◆派遣契約を解除する場合、派遣元事業主から請求があったときは、派遣契約の解除を行う理由を派遣元事業主に対して明らかにする必要があります。

従業員が離職する場合の届出等について

【再就職援助計画】 <資料 労№02>

事業主は、30人以上の離職が見込まれる事業規模の縮小を行おうとするときは、事業主が行う支援内容を記載した「再就職援助計画」を作成し、認定を受けなければなりません。

(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第24条)

【障害者の場合】 <資料 労№04>

事業主は、障害者である労働者を解雇する場合には、速やかに管轄のハローワークに「解雇届」を届け出なければなりません。

(障害者の雇用の促進等に関する法律第81条)

【外国人の場合】 <資料 労№05>

事業主は、外国人労働者の離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出なければなりません。(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条)

【高年齢者の場合】 <資料 労№06>

多数離職の届出

1か月以内に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合は、離職者数などについて、ハローワークに届け出なければなりません。(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第16条)

求職活動支援書

解雇等により離職することとなっている高年齢者等が希望するときは、本人の経歴や技能などを記載した「求職活動支援書」を作成し、本人に交付しなければなりません。(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第17条)

雇用保険手続き（従業員が離職する場合）

「雇用保険被保険者喪失届」
「離職証明書（離職票）」 の提出が必要になります。

申請期限は、被保険者でなくなった日（離職日）の翌日から10日以内です。
賃金の支払状況や出勤状況を確認できる書類（賃金台帳、出勤簿等）が必要です。

電子申請も利用できます。

ハローワーク窓口書類を提出していただく方法に加え、インターネットにより「電子申請」することもできます。



電子申請
に関しては、
こちらを
ご参照ください。



雇用保険の
手続きについては、
厚生労働省
ホームページを
ご参照ください。

参考：雇用保険（失業給付）について

住んでいる地域のハローワークで手続きが必要です。

「基本手当」 失業の状態にある日について支給する手当のこと。

基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計額を、180で割った金額のおよそ80%～45%になります(ただし上限額があります。)

※上限額 30歳未満6,835円、 30歳～44歳7,595円、 45歳～59歳8,355円、 60歳～64歳7,177円

※基本手当の日額は、「毎月勤労統計」に基づき、毎年8月に改定されます。

<給付日数> 雇用保険の加入期間、年齢、退職理由により給付される上限日数が決まります。

倒産、事業所の廃止、退職勧奨、解雇、雇止め など

自己都合、定年、契約満了

被保険者期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳～34歳		120日	180日	210日	240日
35歳～44歳		150日		240日	270日
45歳～59歳		180日	240日	270日	330日
60歳～64歳		150日	180日	210日	240日

10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
90日	120日	150日

※障害者の方には、所定給付日数の特例があります。ハローワークでご相談ください。

【65歳以上の方】 高年齢求職者給付として、被保険者期間が1年未満の方は30日分、1年以上の方は50日分の給付を受けられます(1日分の上限額は6,835円)。
離職時の年齢

ハローワーク	所在地	電話番号	管轄地域
川崎	川崎市川崎区南町 17-2	044-244-8609	川崎区, 幸区, 横浜市のうち鶴見区
川崎北	川崎市高津区千年 698-1(新城) 川崎市高津区久本 3-5-7(溝口)	044-777-8609	中原区, 高津区, 多摩区, 宮前区, 麻生区 ※ 新城は事業主向け、溝口は求職者向けの庁舎です。
横浜	横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル	045-663-8609	神奈川区, 西区, 中区, 南区, 港南区, 保土ヶ谷区, 旭区, 磯子区
港北	横浜市港北区新横浜 3-24-6	045-474-1221	港北区, 緑区, 青葉区, 都筑区
戸塚	横浜市戸塚区戸塚町 3722	045-864-8609	戸塚区, 瀬谷区, 栄区, 泉区
横浜南	横浜市金沢区寺前 1-9-6	045-788-8609	金沢区, 横須賀市のうち船越町, 港が丘, 田浦港町, 田浦町, 田浦大作町, 田浦泉町, 長浦町, 箱崎町, 鷹取町, 湘南鷹取, 追浜本町, 夏島町, 浦郷町, 追浜東町, 追浜町, 浜見台, 追浜南町, 逗子市, 三浦郡(葉山町)

このほか、横須賀、藤沢、相模原、大和、厚木、平塚、松田、小田原

【 アシストハローワーク(出張相談) 】

100人を超える離職者が発生する場合は、ハローワークの職員が事業所の会議室や体育館等に出向き、雇用保険の手続きや、求職相談を行うこともできますので、お近くのハローワークにご相談ください。



ハローワークごとの
ホームページは
こちら

労働条件の変更や雇用調整をやむを得ず検討しなければならない場合でも、守らなければならない法令等があります。

法令や労使間で定めたルールはもちろん、労使間での十分な話し合いや、お互いの信頼関係や尊厳を守る配慮は紛争防止に不可欠です。

本日の説明を参考に、労働条件の確保に向けた適切な労務管理をお願いします。

(1) 賃金の確実な支払

賃金は、労働者にとって重要な生活の糧であり、確実な支払が確保されなければなりません。

● 法令（労働基準法第24条）

賃金は、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければなりません。

(2) 退職金・社内預金の確実な支払等のための保全措置

退職金は労働者の退職後の生活に重要な意味を持つものです。

社内預金は労働者の貴重な貯蓄です。

企業が倒産した場合でも、労働者にその支払や返還が確実になされなければなりません。

● 法令（賃金の支払の確保等に関する法律第3条、第5条）

退職金制度を設けている場合には、確実な支払のための保全措置を講ずるように努めなければなりません。

また、社内預金制度を設けている場合には、確実な返還のための保全措置を講じなければなりません。

(3) 休業手当の支払

企業側（使用者）の都合で休業させた場合には、労働者に休業手当を支払い、一定の収入を保障する必要があります。

● 法令（労働基準法第26条）

一時帰休など企業側の都合（使用者の責に帰すべき事由）で所定労働日に労働者を休業させた場合には、休業させた日について平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければなりません。

労働条件の引下げ等を行う場合は、法令等で定められた手続等を遵守し、労使間で事前に十分な話し合いなどを行うことが必要です。

(1) 合意による変更

労働契約の変更は、労働者と使用者が合意して行うことが原則です。（労働契約法第3条）

労働者と使用者が合意すれば、労働条件を変更することができます。（労働契約法第8条）

(2) 就業規則による変更

原則として、使用者が一方的に就業規則を変更して、労働者の不利益に労働条件を変更することはできません。

ただし、次の2つの要件を満たす場合は、就業規則を変更して労働条件を変更できます。

- ・ 就業規則の変更が合理的であること
- ・ 変更後の就業規則を労働者に周知させること

解雇が禁止される場合

● 法令

主に、次のような解雇が禁止されています。

①業務上の傷病による休業期間及びその後30日間の解雇	労働基準法第19条
②産前産後の休業期間及びその後30日間の解雇	労働基準法第19条
③国籍、信条、社会的身分を理由とする解雇	労働基準法第3条
④労働組合の組合員であること等を理由とする解雇	労働組合法第7条
⑤女性（男性）であること、女性の婚姻、妊娠、出産、産前産後休業等を理由とする解雇	男女雇用機会均等法第6条、第9条
⑥通常の労働者と同視すべきパートタイム・有期雇用労働者について、パートタイム・有期雇用労働者であることを理由とする解雇	パートタイム・有期雇用労働法第9条
⑦障害者であることを理由とする解雇	障害者雇用促進法第35条 (平成27年厚生労働省告示第116号)
⑧労働基準監督署等に申告したことを理由とする解雇	労働基準法第104条 じん肺法第43条の2 賃金法第14条
⑨育児・介護休業等の申出等をしたこと、育児・介護休業等を取得したことを理由とする解雇	育児・介護休業法 第10条、第16条、 第16条の4、第16条の7、第16条の10、 第18条の2、第20条の2、第23条の2
⑩育児休業等に関するハラスメントの相談を行ったことを理由とする解雇	育児・介護休業法第25条
⑪セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とする解雇	男女雇用機会均等法第11条、第11条の3
⑫パワーハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とする解雇	労働施策総合推進法第30条の2
⑬男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法、育児・介護休業法に基づく紛争解決援助を求めたことを理由とする解雇	男女雇用機会均等法第17条、第18条 労働施策総合推進法 第30条の5、第30条の6 パートタイム・有期雇用労働法 第24条、第25条 育児・介護休業法 第52条の4、第52条の5
⑭個別労働紛争解決促進法に基づく紛争解決援助を求めたこと、あっせん申請をしたことを理由とする解雇	個別労働紛争解決促進法第4条、第5条
⑮公益通報をしたことを理由とする解雇	公益通報者保護法第3条

① 期間の定めのない労働契約の場合

権利の濫用に当たる解雇は、労働契約法の規定により、無効となります。

● 法令（労働契約法第16条）

客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、権利を濫用したものとして、無効となります。

② 有期労働契約（期間の定めのある労働契約）の場合

やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇できません。

期間の定めのない労働契約を結んでいる場合の解雇よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

解雇の手続

やむを得ず解雇を行う場合でも、労働基準法に従って、30日前に予告を行うことが必要です。

予告を行わない場合には解雇予告手当を支払うことが必要です。

整理解雇

整理解雇についても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、権利の濫用として、労働契約法の規定により、無効となります。

これまでの裁判例を参考にすれば、労働組合との協議や労働者への説明を行うとともに、次のこと等について慎重に検討を行うことが望まれます。

- ・ 人員削減を行う必要性
- ・ できる限り解雇を回避するための措置を尽くすこと
- ・ 解雇対象者の選定基準が客観的・合理的であること

※解雇回避のための方法として、例えば、配置転換、出向、希望退職募集等を検討することが考えられます。
※人員削減を避けるために、労働時間の短縮（ワークシェアリング）を行うことも、一つの方策です。

退職勧奨

裁判例では、被勧奨者の自由な意思決定を妨げる退職勧奨は、違法な権利侵害に当たるとされる場合があります。

同様に、退職誘導を目的とした行為も、退職させるための嫌がらせとして、不法行為責任を負うとする裁判例があります。

有期労働契約の雇止め

有期労働契約（期間の定めのある労働契約）でも、期間の定めのない契約と実質的に変わらない状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、労働契約法の規定により、雇止めが認められないことがあります。

有期雇用契約の締結・更新・雇止め

有期労働契約は、契約の締結時や期間の満了時の紛争を未然に防止するため、労働基準法の規定により、締結時に書面を交付して「期間の定めがある労働契約を更新する場合の基準」を明示する必要があります。

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成15年厚生労働省告示第357号）には、雇止めや有期労働契約の更新を行うに当たって使用者が講ずべき措置が定められています。

● 法令（労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条）

有期労働契約の締結時には、契約期間とともに「期間の定めがある労働契約を更新する場合の基準」も、書面を交付して明示しなければなりません。

例えば、以下の内容を明示することが考えられます（平成24年10月26日付け基発1026第2号）。

項目	具体的な明示の例
更新の有無	「自動的に更新する」 「更新する場合があります」 「契約の更新はしない」 など
判断の基準	「契約期間満了時の業務量により判断する」 「労働者の勤務成績、態度により判断する」 「労働者の業務を遂行する能力により判断する」 「会社の経営状況により判断する」 「従事している業務の進捗状況により判断する」 など

● 法令（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）

有期労働契約が3回以上更新されているか、1年を超えて継続勤務している有期契約労働者（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。）との有期労働契約を更新しない場合は、少なくとも契約の満了する日の30日前までに予告をしなければなりません。

雇止めの予告後に、労働者が雇止めの理由について証明書を請求したときは、遅滞なく証明書を交付しなければなりません。

有期労働契約が1回以上更新され、かつ、1年を超えて継続勤務している有期契約労働者との有期労働契約を更新しようとする場合は、契約の実態及び労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければなりません。

採用内定取消し等

採用内定により労働契約が成立したと認められる場合、採用内定取消しは解雇に当たり、労働契約法第16条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。

採用内定取消しも、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利を濫用したものとして無効となります。

採用内定通知等に採用内定取消事由が記載され、解約権が留保されている場合がありますが、裁判例では、採用内定の取消事由は、解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られるとされています。

採用内定により労働契約が成立したと認められる場合、採用内定取消しには、上記の労働契約法第16条のほか、労働基準法第20条、第22条等の規定が適用されます。（「(3)解雇の手続き」、「(10)退職時の証明」を参照。）

やむを得ない事情で採用内定取消しをする場合、使用者は次のことを行う必要があります。

- ・ 解雇予告等解雇手続を適正に行うこと
- ・ 採用内定者が採用内定取消しの理由について証明書を請求した場合は、遅滞なく交付すること

入職時期繰下げ

採用内定時に定められていた入社日は変更しないものの、事業主の都合で休業させ、実際の就業をさせない措置（自宅待機）を行う場合には、その期間について、労働基準法第26条に定める休業手当を支払う必要があります。（「1(3)休業手当の支払」を参照。）

事業主の都合で、採用内定時に定められていた入社日を延期する措置（入社日の延期）を行う場合には、原則として採用内定者の合意を得る必要があります。

民事上のトラブルの解決

個々の事業主と労働者の間で、民事上のトラブルが発生したときは、その解決を図るために以下の制度がご利用できます。

これらの制度は、いずれも無料となっております。

<p>㊦労働契約法に定められた事項などについて 民事上のトラブルが生じた場合 (㊧を除く民事上のトラブル全般)</p>	<p>労働問題に高い専門性を有する都道府県労働局において、次のようなサポートをします（下記①参照）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 総合労働相談コーナーでの情報提供・相談・ 都道府県労働局長による助言・指導・ 紛争調整委員会によるあっせん
<p>㊧以下に関する民事上のトラブルが生じた場合 男女均等取扱い、育児・介護休業、 パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理、 職場におけるハラスメント（セクハラ、マタハラ、パ ワハラ）等</p>	<p>都道府県労働局において、次のような方法で解決を図る制度があります（下記②参照）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 都道府県労働局長による助言・指導・勧告・ 機会均等調停会議、両立支援調停会議、 均衡待遇調停会議又は優越的言動問題調停会議 による調停

お問い合わせ先・各種資料

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局所在地・連絡先一覧（労働基準監督署、総合労働相談コーナーなど）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

お問合せ先は以下のとおりです。

・労働基準法違反の有無等

→都道府県労働局労働基準部・労働基準監督署

・労働契約に関する民事上の紛争や各種紛争解決援助制度等

→都道府県労働局雇用環境・均等部（室）、総合労働相談コーナー

→民事上のトラブルの解決を図るためにご利用できる制度の詳細は以下をご参照ください。

①個別労働紛争解決制度

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>

②男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、

パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/woman/index.html

【各種資料】

※1：派遣元事業主向けリーフレット

「労働者派遣契約の中途解除や不更新があった場合には、派遣労働者の雇用の維持をお願いします」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620316.pdf>

※2：新規学卒者などを募集する事業主向けリーフレット

「若者の募集・採用等に関する指針 ご対応いただきたい5つのポイントを紹介します」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000775751.pdf>



産業雇用安定センター—神奈川事務所 雇用関係制度

J F E スチール(株)の高炉等休止に伴う支援施策説明会

産業雇用安定センターのご案内



応援します、頑張るあなたの新職場!!



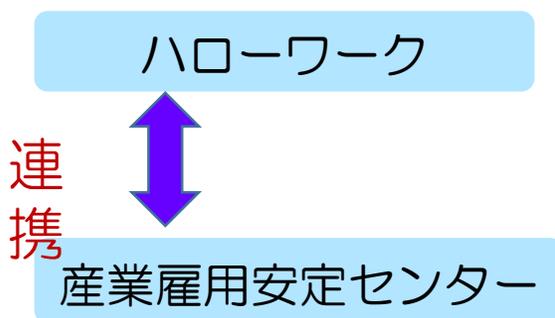
産業雇用安定センターについて

厚生労働省の関係機関

人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、求人情報提供・相談等の支援を行い、再就職支援などの業務を **無料** で実施している公益法人です。



ハローワークとの関係



[共通事項]

- ・公的機関であり、安心
- ・求人受付、求職者への職業紹介

[独自事項]

ハローワーク：

- ・給付金や助成金の受付、支給

産業雇用安定センター：

- ・求職者に合わせた求人開拓、マンツーマンでの対応が可能

産業雇用安定センターの特色

多数の支援実績

約 **23万人**

幅広い業種の
企業出身者が担当

約 **500人**
のコンサルタント

専任コンサルタントが
寄り添ってサポート

**マンツーマン
対応**

全国47都道府県
事務所のネットワーク

**全国ネットで
UIターン
対応可能**

質の高い求人情報1

**コンサルタント
が自ら企業訪問
して求人開拓**

質の高い求人情報2

**求職者の
希望に合った
求人を開拓**

地域ネットワークによる
多様な求人

**地元企業
公的機関
からの独自求人
多数あり**



6つの取り組みで 働く と 雇用 をサポート

1. 離職する従業員の方の再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職募集に応じて、離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中からの再就職活動をサポートします。

移籍（送）支援

4. 人材育成やキャリアアップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。

人材育成型出向等支援

2. 人材を確保したい企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験などのご要望を十分おうかがいした上で人材をマッチングします。

移籍（受）支援

5. 高齢者のための「キャリア人材バンク」

能力があり経験が豊富な60歳以上の高齢者の再就職をサポートします。在職高齢者だけでなく、離職後1年以内の高齢者の方も登録することができます。

キャリア人材バンク事業

3. 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

経済環境の変化や感染症の影響などにより雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るための一時的な在籍型出向（雇用シェア）を活用することをサポートします。

在籍型出向支援

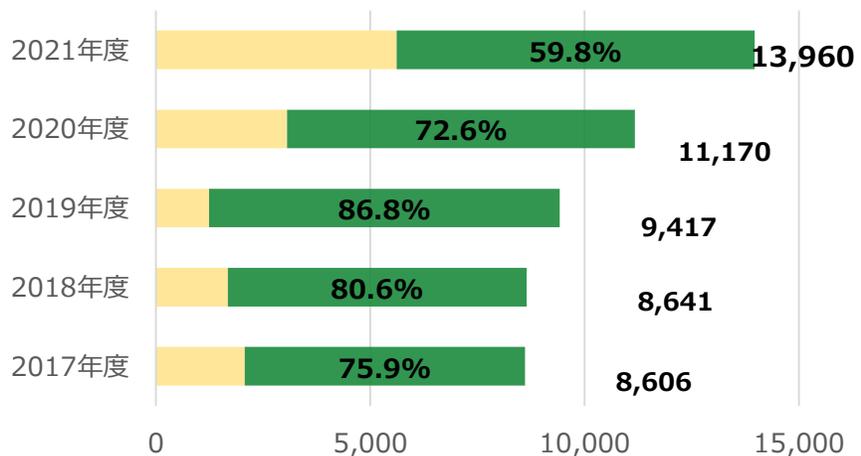
6. 社員のスキルアップ・研修のためのセミナー

管理者や新入社員に対する研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業様のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。

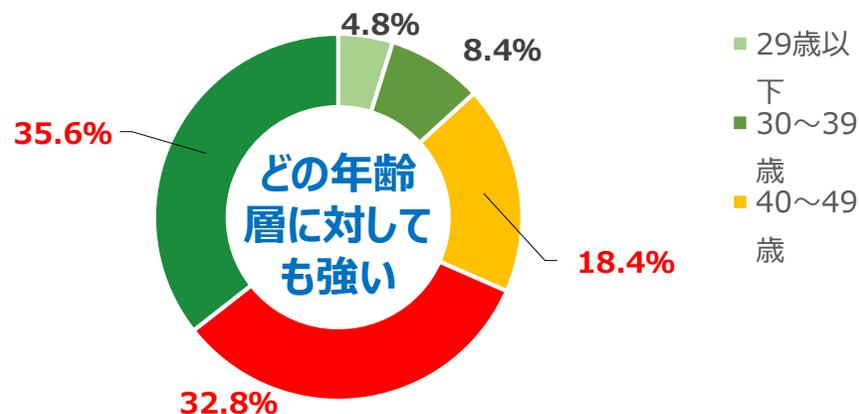
セミナー事業

産業雇用安定センターの支援実績（2021年度）

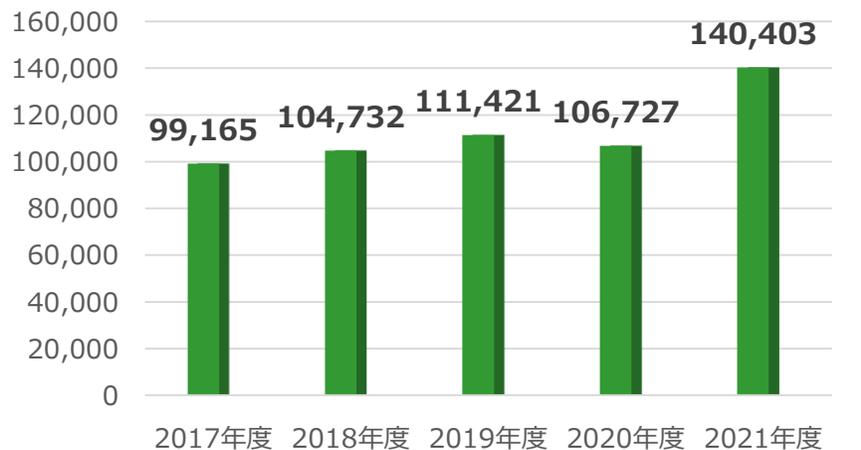
■ 成立（再就職・出向）の推移



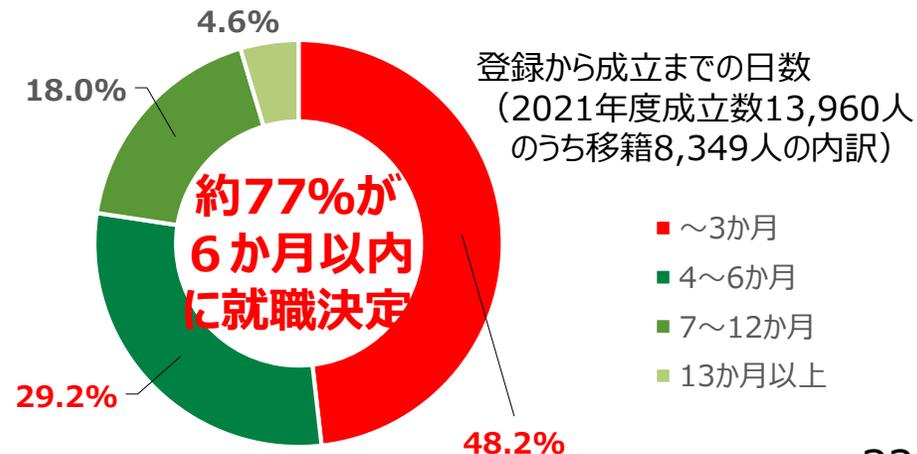
■ 年齢別成立（移籍）状況



■ 求人情報の推移

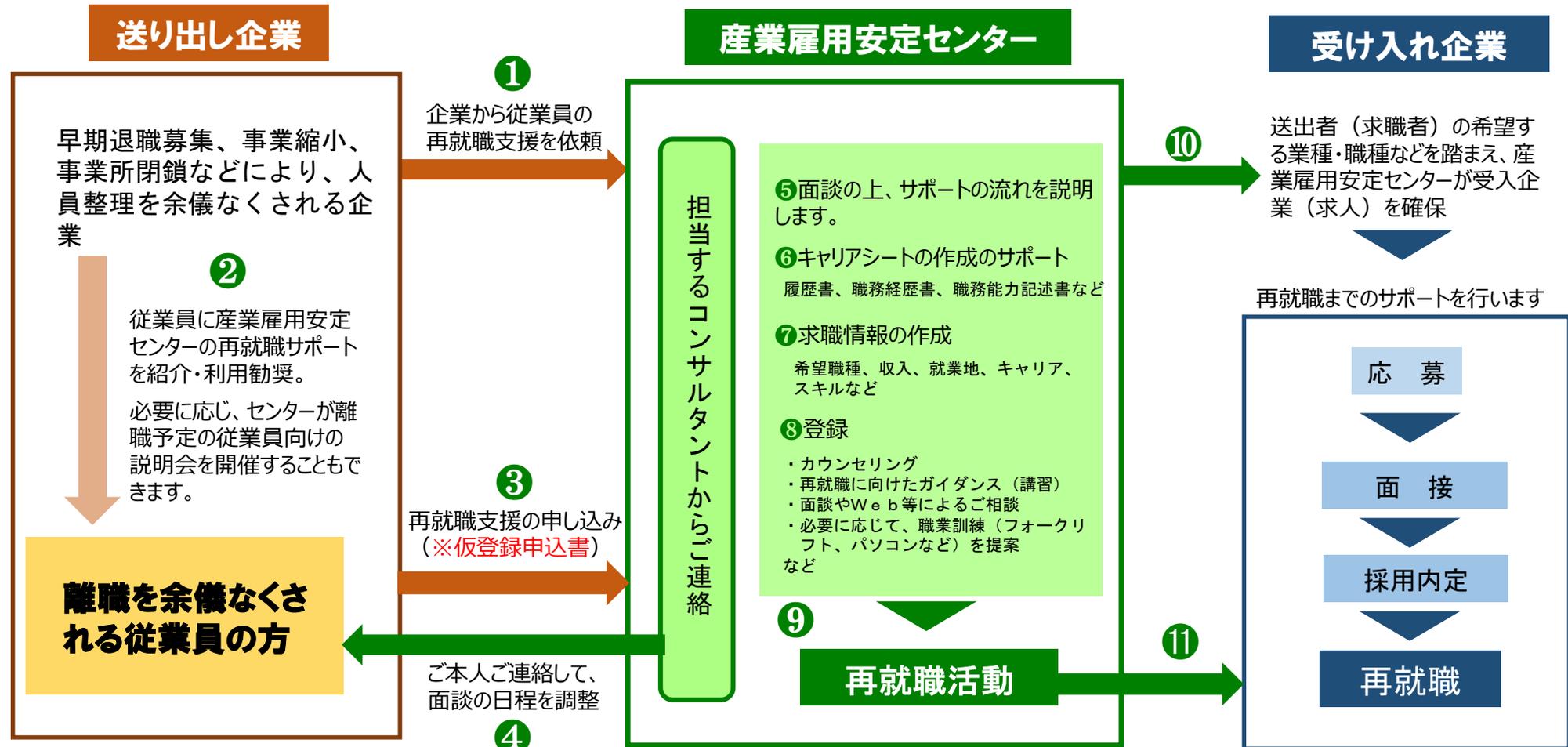


■ 就職先が決まるまでの期間（移籍）

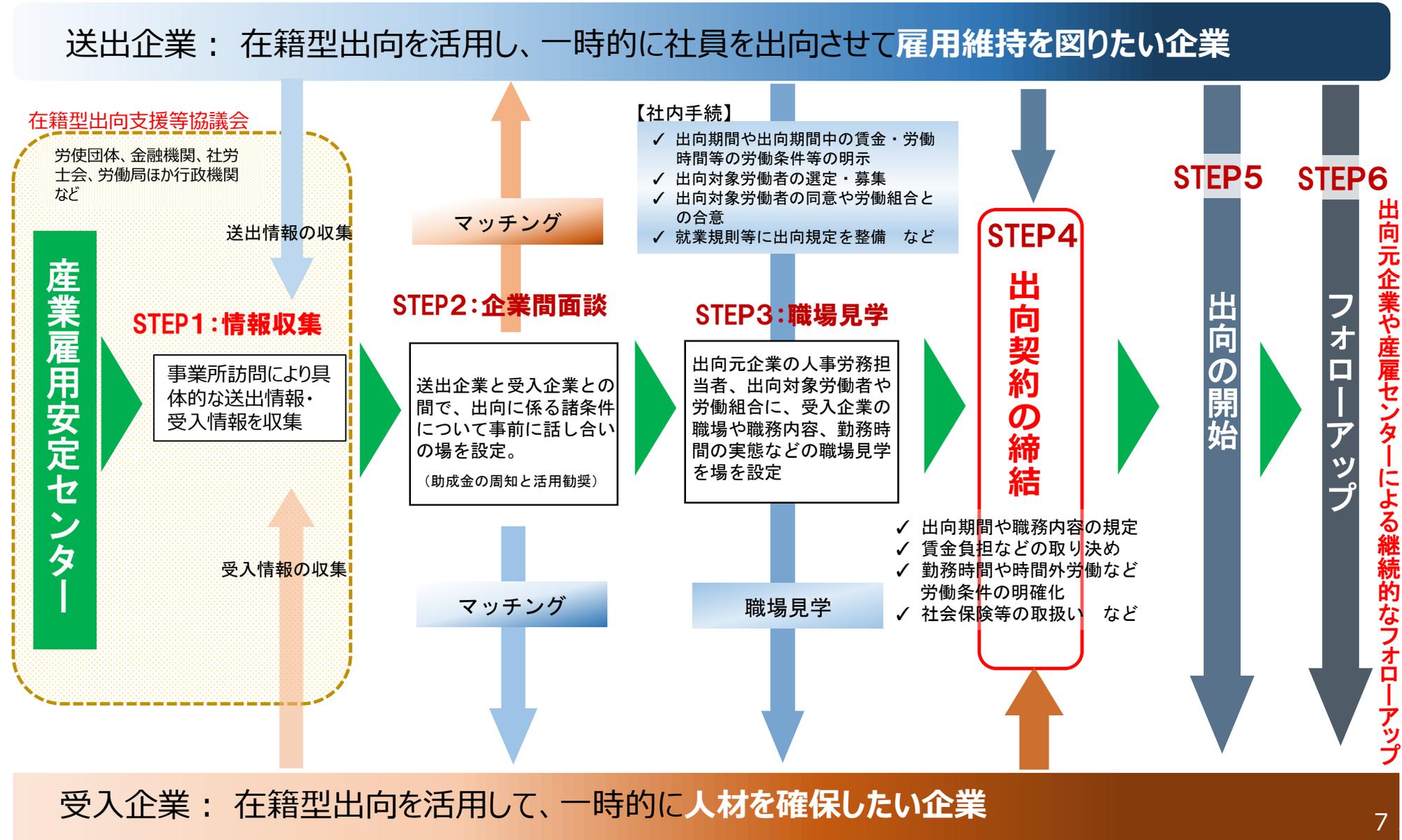


<< 移籍支援 >>

- 産業雇用安定センターは、早期退職募集、事業縮小、事業所閉鎖などの雇用調整により、離職を余儀なくされる個々の従業員の方々の移籍（再就職）を企業からの依頼を受けてサポートいたします。（登録は仮登録申込書に記入頂くだけで簡単です。）
- 全国にある産業雇用安定センターの地方事務所において、担当コンサルタントが離職される方に寄り添いながら支援いたします。



※仮登録申込書はWebでも可能です



神奈川事務所のご案内（まずはご連絡下さい）

公益財団法人 産業雇用安定センター 神奈川事務所

電話番号 045-680-1231

住所 231-0013

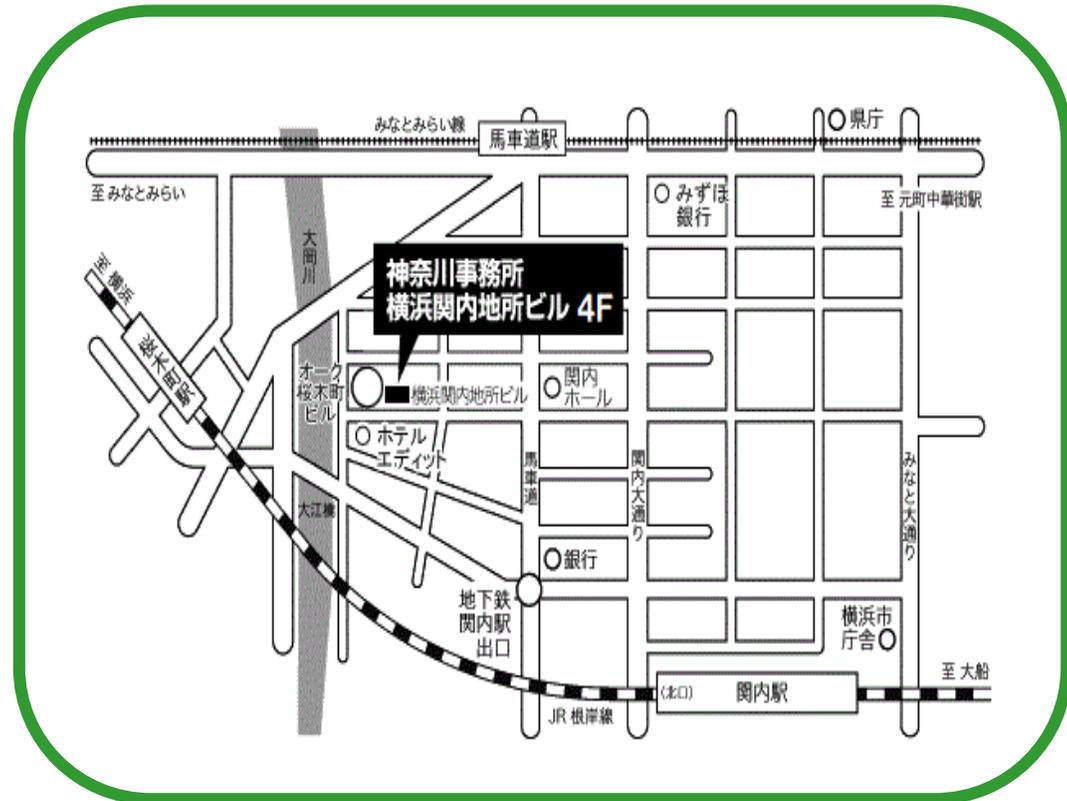
横浜市中区住吉町6-68-1

横浜関内地所ビル4階

◎ご利用時間 9:00～17:00(土日祝休業)

交通アクセス

- JR線「桜木町駅」新南口(市役所口)出口
より徒歩約3分
- みなとみらい線「馬車道駅」より徒歩約4分
- 横浜市営地下鉄「桜木町駅」より徒歩約4分



URL <https://www.sangyokoyo.or.jp>



神奈川県 雇用関係制度

神奈川県の雇用関係の支援施設

神奈川県では、キャリアカウンセリング、職業訓練相談などの就労支援、労働相談などを下記の施設で実施しています。

- **かながわ若者就職支援センター**
(対象者：39歳以下)
- **シニア・ジョブスタイル・かながわ**
(対象者：40歳以上)
- **かながわ女性キャリアカウンセリング相談室**
(対象者：女性（年齢制限なし）)
- **かながわ労働センター**
(事業所を管轄する各労働センターへ)
- **神奈川県立職業技術校（愛称：かなテクカレッジ）**
(入校検討者は最寄りのハローワークへ)



かながわ若者就職支援センター

39歳までの若年者の就業を支援

(横浜駅西口徒歩8分・横浜S Tビル5階に設置)

■ キャリアカウンセリング等

- キャリアカウンセリングを中心に、セミナー・グループワーク、適職診断等、若者一人ひとりの希望や状況に応じ、きめ細かに対応します。
- 国の機関である併設ハローワークなど、関係機関とも連携し、若年者の就業支援に取り組んでいます。

■ 併設ハローワーク

- 求人情報の提供や職業相談職業紹介などを行います。
- 求人検索機が設置されており、県内をはじめ、全国のハローワークの求人情報をご覧いただけます。インターネットによる求人情報の検索も可能です。

シニア・ジョブスタイル・かながわ

40歳以上の中高年齢者の多様な働き方を支援
(横浜駅西口徒歩8分・横浜S Tビル5階に設置)



■ キャリアカウンセリング等

- キャリアカウンセリングを中心に、就業のみならず、地域活動や社会貢献活動、再就職支援セミナーなど、相談者一人ひとりの希望や状況に応じ、きめ細かに対応します。

■ 専門相談

- 起業・創業、年金・税金、福祉のしごとに関する具体的な相談に、それぞれ専門の相談員が対応します。

■ ハローワークコーナー

- キャリアカウンセリングを受け、方向性が定まったら、求人情報の提供や職業相談・職業紹介などを行います。
- 全国のハローワークの求人からお仕事を探すこともでき、面接日等の調整を行ったうえで、紹介状を発行します。
- 「未経験分野に挑戦したい」などの希望に対する職業訓練相談を実施します。

かながわ女性キャリアカウンセリング相談室

国の機関であるマザーズハローワーク横浜内に、県が設けた相談室で、就労に向けた悩みから就業継続まで広範な相談事業を実施（横浜駅西口徒歩8分・横浜S Tビル16階に設置）

■ キャリアカウンセリング

- 女性を対象に、就職や就業継続に関する悩みに対応したキャリアカウンセリングを実施しています。

■ 面接用スーツの貸出

- ハローワークから職業紹介を受けて面接に臨む方のうち希望する女性に、無料でスーツを貸し出しています。

各就労支援施設の地域出張相談

- 若者のための地域出張相談（39歳以下）
 - ・ 毎月各1回、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、海老名市の4市で「若者のための地域出張相談～就活なんでも相談～」を開催し、キャリアカウンセリングを実施しています。
- 地域出張総合相談（40歳以上）
 - ・ 毎月各1回、県合同庁舎(横須賀・平塚・小田原・厚木)を会場に、「中高年のための働き方相談」を開催し、キャリアカウンセリングを実施しています。
- 女性のための地域出張相談@厚木（年齢制限なし）
 - ・ 県域在住の女性を主な対象に、かながわ労働センター県央支所において、働き方等に関する幅広い相談に対応するキャリアカウンセリングを実施しています。

かながわ労働センター

■ 労働相談【相談無料・秘密厳守】

解雇・退職・雇止め、賃金・労働時間等の労働条件、職場のハラスメントなどの労働問題や、労使関係について、パート・派遣を含め、働く方や事業主の方からのご相談に、来所・電話・メールで応じています。

■ 労働教育

労働関係法令や労働問題等をテーマに「労働講座」を開催しています。

■ 労働環境の改善

職員が事業所を訪問し助言等を行う「中小企業労働環境改善訪問」を実施するなどしています。

■ 労働情報の収集・発信

労働情勢に関する調査を実施し、ホームページ等で結果を公開しています。

神奈川県立職業技術校・委託訓練

離職を余儀なくされた求職者に対し、再就職に必要なスキルの習得を目指す職業訓練を実施

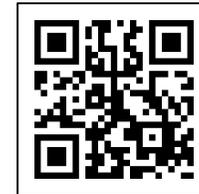
- 東部総合職業技術校（横浜市鶴見区寛政町）
主に離転職者を対象としたコース（訓練期間6ヶ月）
機械CAD、溶接・板金、庭園管理サービス、ビル設備管理、ケアワーカー、給食調理など
- 西部総合職業技術校（秦野市桜町）
主に離転職者を対象としたコース（訓練期間6ヶ月）
溶接・板金、建築CAD、庭園エクステリア施工、ビルメンテナンス、ケアワーカー、介護調理など
- 委託訓練（民間教育訓練機関等へ委託して実施する訓練）
即戦力（訓練期間3ヶ月）
情報通信、介護技術、パソコンスキル、医療事務、商業実務など

※ご相談は最寄りのハローワークへお問合せください。

横浜市 雇用関係制度

横浜市就職サポートセンター

- 概要 来所者や電話での問合せに対し、就労支援に関する施設や事業を案内するほか、個別相談や就職支援セミナー、インターンシッププログラムなどそれぞれの必要性に応じた支援メニューを組み合わせることで、効果的な就職支援を実施。
- 場所 横浜市中区万代町2-4-7 横浜市技能文化会館3階
- 時間 月曜日～金曜日 9:00～17:30
(祝日・第2水曜日・12/29～1/3を除く)
- 問合せ先 0120-915-574
- HP <https://wsy.city.yokohama.lg.jp/>



横浜市就職サポートセンター



あなたの「働きたい」を応援する 就職活動の総合案内窓口です！

お一人お一人の状況に合わせて
就職活動をお手伝いをさせていただきます。
オンラインによる相談やセミナーの受講も可能です。

ご利用
無料

支援メニュー

- 就労支援の総合案内
- インターンシッププログラム
 - ・若年者コース
 - ・3年以内既卒者コース
 - ・一般求職者コース
- 就職に向けた個別相談
- 就職支援セミナー

横浜市就職サポートセンター

〒231-0031 横浜市中区万代町2-4-7 横浜市技能文化会館3階
(JR磯子駅南口 徒歩約5分/市営地下鉄伊勢吉田線北青木駅南口2 徒歩約3分)

TEL 0120-915-574

9:00~17:30 (月曜日~金曜日)
※ 月・火・水曜日・12/29~1/3を除く

<相談窓口 受付時間>

9:30~17:30 (月・火・水・金) (土曜日 月1回)
9:30~19:30 (水曜日) ※毎月第2水曜日を除く

※ご注意※

- ・土曜日の閉館日についてはHPにて事前にご確認ください。
- ・水曜日の17:30以降および土曜日は予約のみの個別相談
以外の業務は行なっていないためご注意ください。

<相談対象者>

横浜市内在住、在勤、在学中の方



←チラシ表面

裏面→

横浜市就職サポートセンターでは、就職活動に関する様々な支援メニューをご用意し、あなたの就職活動を全面的にサポートします。

総合案内・個別相談予約受付

市内の就職活動情報を集約し、あなたが求める就職活動に役立つ情報をご案内！
個別相談を通して、あなたに必要な支援メニューをご提案し、就職活動をサポート！

TEL 0120-915-574

受付時間：月~金 9:00~17:30 (祝日・第2水曜日・12/29~1/3を除く)



各種支援メニュー

多様な支援メニューをご用意しています。気になるメニューを選んでスタート！

個別相談

経験豊かな専任相談員が丁寧にお話を伺い、相談内容に合わせたアドバイスを行います。各種就職活動情報の提供や求人検索の仕方、面接対策など、相談員による一貫したサポートが受けられます。

※子育てや再就職の経験がある女性相談員も配置

就職支援セミナー

就職活動の基本を学ぶセミナーから対象者別セミナーまで、幅広いテーマのセミナーを実施しています。
例：ブラック企業の見分け方
横浜市内にある中小企業研究
応募書類の作り方

気になる
メニューを
選べる！
事前予約制

インターンシッププログラム

集合研修の実施後、横浜市内等の企業にて就労体験が出来るプログラムを実施。同じ目標を持つ仲間と励まし合いながら就職活動が行えます。就労後の定着支援（スキルアップや就労状況のご相談）も行います。



お仕事
決定！

横浜市就職サポートセンター

<https://wsy.city.yokohama.lg.jp/>

「横浜市就職サポートセンター」は横浜市が株式会社/パソナに運営を委託しています。



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



横浜市中央職業訓練校

・概要 早期に安定した職業に就くために必要な技能・技術や知識を習得したい人を対象に、公共職業訓練を実施している全国で唯一の市立の職業能力開発施設。就職までのきめ細かいサポートを行う。

・場所 横浜市中区山下町253番地

問合せ時間 平日 8:45～17:15

問合せ先 045-664-6825

HP <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/koyo-syugyo/shokugyokunren/>



建物外観



横浜中央職業訓練校

学校案内
School Guide



←パンフレット
表紙

訓練科一覧→



就職を目指し、ともに学ぶ場

～知識、技術を身につけるため、習熟度を確認しながら訓練を進めます。～

訓練生は、それぞれの業界での即戦力となるべく、1日8時間、月曜から金曜まで、みっちりと様々な専門知識や技術を学びます。

「こんな集中して、必死に勉強したのは、受験勉強以来初めてでした。」
修了生たちがこのような言葉を口にしていました。

また、訓練生の「人財力」も重視しています。一緒に仕事をしたいと思われる人間としての魅力、職場で最も必要とされる、コミュニケーション能力の向上を第一に考えています。訓練を通して身につけていく協調性、職業人として必要なビジネスマナーなど、修了時には専門知識や技能に加えての「+α」を備えることができます。

全力就職支援!

当訓練校では、訓練生の就職を第一の目的として取り組んでいます。各訓練科にはキャリアガイダンスの担当講師を配置し、訓練生の就職を支援しています。カリキュラムには就職支援が盛り込まれ、就職への心構え、履歴書・職務経歴書の作成指導、面接指導のほか、個別カウンセリングによるきめ細やかな指導を行っています。就職支援は訓練修了後3か月間、フォローが受けられます。休まず真面目に訓練に取り組み、就職活動を熱心に行った訓練生は、確実に就職という目的を果たしています。

一般事務分野

パソコン実務科
訓練期間：2か月間

OA 経理科(初級)
訓練期間：3か月間

OA 経理科(中級)
訓練期間：3か月間

介護・医療分野

介護総合科
訓練期間：3か月間

医療・介護事務 OA 科
訓練期間：3か月間

医療・調剤事務 OA 科
訓練期間：3か月間

Web デザイン分野

IT・Web
プログラミング科
訓練期間：3か月間

ものづくり分野

機械 CAD 科
訓練期間：6か月間



横浜市 労働情報・相談コーナー 働く人の相談室

- 概要 働く人の様々な問題の解決を各種相談メニューでサポート。
- 場所 横浜市中区万代町2-4-7 横浜市技能文化会館3階
- 時間
 - 職場での悩み相談：毎日 9:00～17:00（第2水曜日・12/29～1/3を除く）
 - 労働相談：土曜日 9:00～17:00（12/29～1/3を除く） ※事前予約制
 - 法律相談：第2・第4土曜日 13:00～17:00 ※事前予約制
 - がん患者のための労働相談：第4金曜日 13:00～17:00 ※事前予約制
- 問合せ先 045-681-6553
- HP <https://gibun.jp/soudan/>



横浜市 労働情報・相談コーナー

働く人の相談室

ご利用 無料

職場での悩みや困り事など「働く」あなたの問題解決をサポートします！

▶ **職場での悩み相談**
 仕事上での日常的な悩みや困り事に、産業カウンセラーが解決のためのお手伝いをします。
 ◆ 休館日を除く毎日9時～17時に電話または面談で受け付けています

▶ **労働相談**
 フリーランス等の働き方や働く人の社会保険(健康保険・年金)などを含む、労働に関連する様々な問題について、社会保険労務士が相談に応じ解決のためのお手伝いをします。
 ◆ 相談時間: 毎週土曜日 9時～17時(1回50分)
 ◆ 相談方法: 面談または電話による相談(事前予約制)

▶ **法律相談**
 労働問題に精通した弁護士が、労働問題の中でも特に複雑・困難なものや訴訟に関する相談に応じます。
 ◆ 相談時間: 第2・第4土曜日13時～17時(1回40分)
 ◆ 相談方法: 面談による相談(事前予約制)※同一内容での相談は1回限り

▶ **情報検索・閲覧・パソコン利用**
 役立つ書籍や刊行物を揃えています。パソコン利用ができます。
 ※外部記録媒体(USBメモリー等)は使用できません。

▶ **労働実務セミナー**
 労働法や社会保険など、職場の法律や労働実務のトピック的な問題をテーマに働く人に役立つセミナーを開催します。

お気軽にご相談ください 皆さまのご利用をお待ちしています

横浜市 労働情報・相談コーナー

働く人の相談室

☎ 045-681-6553
<https://gibun.jp/soudan/>

○交通アクセス
 JR根岸線 関内駅南口から徒歩5分
 市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 出口2から徒歩3分
 ○横浜市中央区万代町2-4-7 横浜市技能文化会館3階
 ○開設時間: 9時～17時(休館日: 第2水曜日・12/29～1/3を除く)



←チラシ表面

チラシ裏面→

横浜市 労働情報・相談コーナー

ご利用 無料

「がん患者」のための労働相談を受け付けています

がん治療を受けられている方や治療を受けた方、またそのご家族などを対象に仕事と治療の両立について、保険や労務関係の専門家である社会保険労務士が相談を受け付けています。

(原則) 毎月第4金曜日 13:00～17:00

相談方法

面談による相談	電話による相談
事前予約制 1回50分	予約不要 上記の相談窓口開設日に
面談場所は、横浜市技能文化会館3階 労働情報・相談コーナー内の相談室です	045-681-6553 までお電話ください ※相談員が面談中の場合は、お待ちいただくか、おかけ直しいただきます

対象
 市内在住・在勤・在学のがん患者(治療後の方も含む)及びその家族など

相談例

- 治療のために休みが続き、解雇されないか不安
- 治療や休職をするにあたって利用できる保険・給付金等を知りたい
- 仕事と治療を両立したいが、会社の制度をどう利用できるかわからない
- 人事・労務担当者に相談したいが、どのように話したらよいかわからない

お問合せ・お申込みはこちら

横浜市 労働情報・相談コーナー

働く人の相談室

☎ 045-681-6553
<https://gibun.jp/soudan/>

○交通アクセス
 JR根岸線 関内駅南口から徒歩5分
 市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 出口2から徒歩3分
 ○横浜市中央区万代町2-4-7 横浜市技能文化会館3階
 ○開設時間: 9:00～17:00
 (休館日: 第2水曜日・12/29～1/3を除く)

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



川崎市 雇用関係制度

川崎市就業支援室

「キャリアサポートかわさき」



川崎市就業支援室
キャリアサポート
かわさき



川崎市経済労働局労働雇用部

キャリアサポートかわさき(概要)



仕事の探し方から就職後の定着支援まで一貫した支援を行う川崎市の「総合就職相談窓口」です。

「キャリアサポートかわさき」では、キャリアカウンセラーによる就職活動全般の相談や求人紹介を行う就業マッチングを実施しているほか、就職活動に役立つセミナーの開催、臨床心理士によるカウンセリング、市内中小企業等の交流会等、求職者のみなさまのニーズに応じた就業支援を実施しています。

「キャリアサポートかわさき」って何ができるの？



キャリアコンサルタントの有資格者が専任で対応
就職活動に関するアドバイス、履歴書の添削、面接練習など、プロがしっかりサポートします。

あなたに合ったお仕事を開拓・紹介
求人開拓員が求人情報を掘り起こして紹介！仕事の探し方のコツもお伝えします。

土曜日や一部の平日夜間も利用可能
ご都合に合わせて利用しやすいよう下記の5つの窓口を開設しています。オンライン相談にも対応！

3つのポイント

あなたの就職活動を、全力でお手伝いさせていただきます！



キャリアサポートかわさき(詳細)

仕事の探し方から就職後の定着支援まで一貫した支援を行う川崎市の「総合就職相談窓口」

【特徴】

- ① キャリアコンサルタント等の資格を持つカウンセラーによる求職者ひとりひとりへのきめ細やかな支援(登録制・丁寧な面談)
- ② 事前予約制による相談時間の確保(50分～60分)と就職の悩みの傾聴
- ③ 相談者の属性に応じた相談窓口(託児付き女性相談、就職氷河期世代)
- ④ 就職した職場で長く働くための定着支援の実施
- ⑤ 求職者の希望・適性を踏まえた訪問型を基本とする求人開拓、求人紹介
- ⑥ 企業の採用ニーズ等を丁寧に把握した求人開拓員の就職相談への同席
- ⑦ 平日夜間(毎火及び第2第4木20時迄)、土曜(17時迄)窓口開設
- ⑧ オンライン(Webex)による就職相談
- ⑨ 市就業支援イベント等のタイムリーな案内
- ⑩ HPからの24時間相談申込受付





Online

ご自宅等からオンラインでご利用いただくこともできます。詳しくはお問合せください。





キャリアサポートかわさき(詳細)

仕事の探し方から就職後の定着支援まで一貫した支援を行う川崎市の「総合就職相談窓口」

○就職に役立つセミナー・イベントの実施



・就職準備セミナー 対象者別、テーマ別に開催(年24回)

【対象者別】『女性を取り巻く労働環境や多様な働き方(価値観分析)について学ぼう!』

【テーマ別】『「怒り」の感情の対処法・上手な付き合い方を学んで、就活に役立てよう!』

・ビジネスパソコンセミナー

・定着支援セミナー

・市内中小企業等との交流会

『ミドル世代の正社員サポート! @かわさき 企業交流会』など

年間通して開催!



キャリアサポートかわさき(詳細)

仕事の探し方から就職後の定着支援まで一貫した支援を行う川崎市の「総合就職相談窓口」



川崎市就業支援室
キャリアサポート
かわさき

最新情報はWEBサイトで!

キャリアサポートかわさき

<http://cs-kawasaki.com/>

■予約・問い合わせフリーダイヤル 受付時間:月曜日～金曜日9:00～17:00(土・日・祝日・12/29～1/3は休み)

TEL 0120-95-3087

川崎市就業支援室 キャリアサポートかわさき

(所管:川崎市経済労働局労働雇用部)

〒213-0001 川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 5 階

TEL.044-811-6088 FAX.044-812-1148

開設時間:月曜日～土曜日 9時～17時 (火曜日は20時まで)

※12～13時は除く。また、祝日、年末年始は除く。

アクセス① 【溝の口 ご相談・セミナー会場】



○JR「武蔵溝ノ口駅」、東急「溝の口駅」徒歩5分

アクセス② 【出張相談/川崎区】



○JR「川崎駅」北口徒歩2分、京急「京急川崎駅」徒歩1分

アクセス③ 【出張相談/麻生区】



○小田急「新百合ヶ丘駅」徒歩2分

※出張相談は毎週月・木 10時～17時 の実施

経済産業省関東経済産業局・
神奈川県・横浜市・川崎市
経営関係制度

目次

- 1 JFEスチール株式会社高炉等休止に伴う「特別経営相談窓口」
の設置
- 2 (経済産業省) 事業再構築補助金
- 3 (経済産業省) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- 4 (神奈川県) 中小企業融資制度
- 5 (神奈川県) 下請かけこみ寺
- 6 (神奈川県) 販路開拓支援
- 7 (横浜市) 中小企業融資制度
- 8 (横浜市) 小規模事業者出張相談
- 9 (横浜市) 企業立地促進条例による支援制度 (立地促進)
- 10 (川崎市) 中小企業融資制度
- 11 (川崎市) がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度 (立地促進)

1 JFEスチール株式会社高炉等休止に伴う 「特別経営相談窓口」の設置

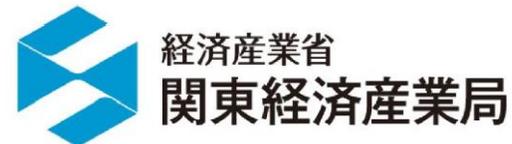
概要

JFEスチール株式会社が東日本製鉄所京浜地区の高炉等を休止することに伴い、関連する中小企業・小規模事業者の経営への影響が懸念されることから、企業の経営や資金繰りに関する相談を受け付けています。

設置日

令和4年7月7日(木)

設置機関



2 (経済産業省) 事業再構築補助金

概要

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等による新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等、思い切った事業再構築を支援する。

申請必須要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少
- ② 事業計画を認定経営革新等支援機関及び金融機関と策定
- ③ 補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、従業員1人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画策定

2 (経済産業省) 事業再構築補助金

類型

概要	補助上限	補助率
通常枠	2,000万円～8,000万円	中小企業:2/3 中堅企業:1/2
大規模賃金引上枠	1億円	中小企業:2/3 中堅企業:1/2
回復・再生応援枠	500万円～1,500万円	中小企業:3/4 中堅企業:2/3
最低賃金枠	500万円～1,500万円	中小企業:3/4 中堅企業:2/3
グリーン成長枠	1億円～1.5億円	中小企業:1/2 中堅企業:1/3
緊急対策枠	1,000万円～4,000万円	中小企業:3/4 中堅企業:2/3

3 (経済産業省) ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金

概要

中小企業・小規模事業者等が今後、直面する制度変更等に対応するため、取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

申請要件

以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実施が必要です。

- ① 付加価値額 ⇒ +3%以上/年
- ② 給与支給総額 ⇒ +1.5%以上/年
- ③ 事業場内最低賃金 \geq 地域別最低賃金 + 30円



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



Be a Great Small.

中小機構

3 (経済産業省) ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金

類型

概要	補助上限	補助率
通常枠	750万円～1,250万円	中小企業:1/2 小規模・再生事業者:2/3
回復型賃上げ・雇用拡大枠	750万円～1,250万円	2/3
デジタル枠	750万円～1,250万円	2/3
グリーン枠	1,000万円～2,000万円	2/3

※上記類型以外に、「グローバル展開型」「ビジネスモデル構築型」があります。

4 (神奈川県) 中小企業融資制度

概要

中小企業の皆様の事業活動の維持・安定を図るため、神奈川県の制度融資メニューに、神奈川県信用保証協会の公的保証を付けて、金融機関が融資を行う融資制度です。中小企業の皆様のニーズに応じて、長期・固定・低利による各種メニューを利用できます。



産業労働局中小企業部金融課



5 (神奈川県) 下請かけこみ寺

概要

中小企業の皆さまが抱える、取引上の悩みに関する相談に企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員や事務員が無料で応じます。



電話相談

電話で相談員がお答えします



オンライン相談

オンライン上の対面で相談員がお答えします



対面相談

対面で相談員がお答えします



中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん

取引上の悩み

を抱えていませんか？

下請かけこみ寺 にご相談ください!

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さまが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を!

下請かけこみ寺 相談無料 全国49か所 秘密厳守 匿名相談可能 0120-418-618

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

(受付時間) 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

中小企業庁 中小企業庁委託事業 (公財)全国中小企業振興機関協会

6 (神奈川県) 販路開拓支援

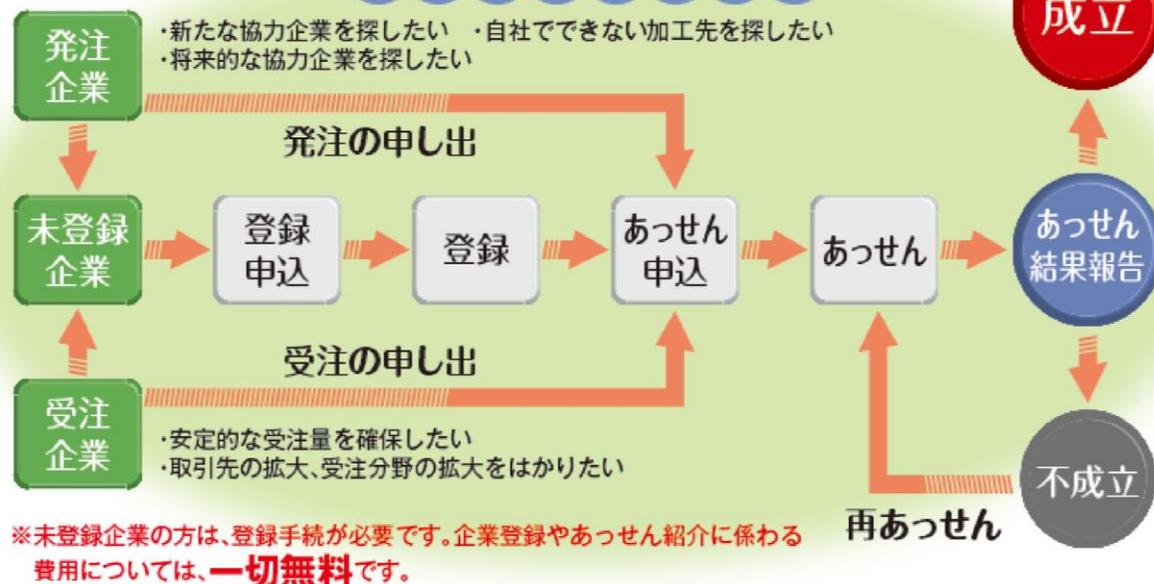
概要

中小企業の皆様からの御要請・御依頼により、取引先を紹介する受発注取引あっせんを行っており、企業登録や斡旋紹介に係わる費用については、一切無料となります。

また、県内各地の支援機関と連携し、巡回あっせん相談も行っております。



取引あっせんのしくみ



7 (横浜市) 中小企業融資制度

概要

中小企業の皆様が事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、横浜市が横浜市信用保証協会及び取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。長期・固定で低利な融資になります。

また、公的機関である横浜市信用保証協会による債務保証がございます。



8 (横浜市) 小規模事業者出張相談

概要

小規模事業者特有の課題にお応えするため、IDEC横浜(横浜企業経営支援財団)の専門相談員による支援チームが、現場まで出向いてご相談を受け付けます。

人手がなく、
相談窓口に行く
時間がない



公的支援メニューを
詳しく知りたい



日々の仕事に追われ
課題がわからない

会社の現状を
実際に診てもらいたい



そんなお困りごとに
応えます！
横浜市支援機関の専門家が
電話1本で

『こちらから
伺います！』

家族経営で
家計との未整理や
資金繰りが心配



どこから手を
付けてよいのか
分からない



社員の採用・育成が
うまく行かない



事業継承の
課題を
相談したい



小規模事業者向け無料出張相談

をぜひご活用ください。



横浜市
City of Yokohama

IDEC
YOKOHAMA

公益財団法人

横浜企業経営支援財団

9 (横浜市) 企業立地促進条例による支援制度 (立地促進)

概要

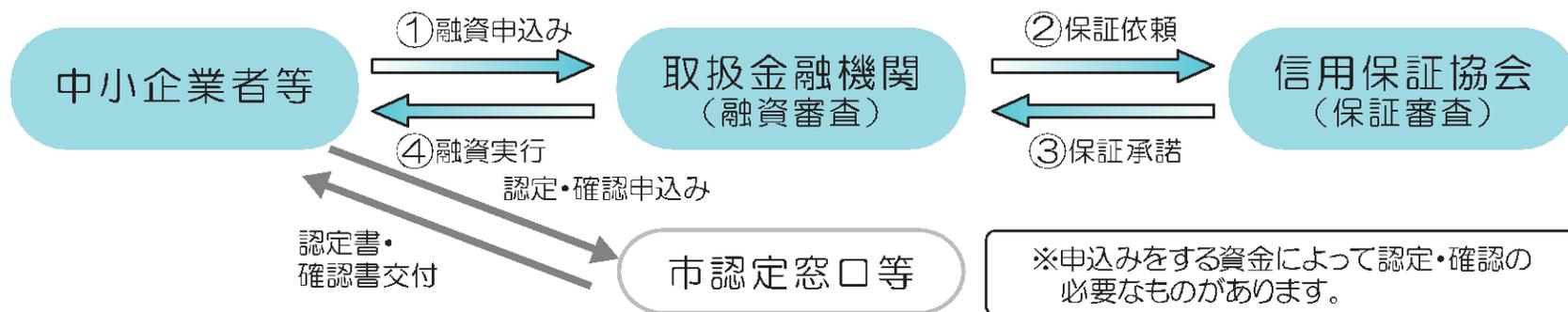
企業立地の促進を図り、横浜市経済の活性化に寄与することを目的に、市内での再投資や市内へ新規進出する事業者を助成金等により支援します。

	固定資産を取得する場合	テナントとして本社等を設置する場合
対象地域	市内の13の特定地域等 ※特定地域外でも一定の要件を満たせば対象	市内の7の特定地域
対象事業	事業所等を建設・取得する事業	事業所を賃借して本社等を設置する事業
対象要件	土地、建物、設備の取得に要する費用(投下資本額)中小企業1億円、大企業50又は70億円以上	増加する従業員者数50人以上
補助率・限度額	投下資本額×8%又は10%・上限最大50億円 ※助成金の支払いは10年間の分割で支給	新たに設置した本社等に係る法人市民税法人税割額(軽減措置)・上限1億円/年(3年又は5年間)

10 (川崎市) 中小企業融資制度

概要

中小企業の皆様に対し、事業資金の円滑化及び経営基盤の安定化を図るため、川崎市が川崎市信用保証協会及び取扱金融機関と協調して行っている融資制度で、固定金利を利用でき、返済期間を長期に設定しています。
川崎市信用保証協会による保証が受けられるほか、保証料補助(一部)もあります。



11 (川崎市) がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度 (立地促進)

概要

工場跡地等に川崎市内外の成長意欲の高い中小製造業者の立地を促進するため、市内の助成対象地域において中小製造業者が工場等を新增設する事業に対して経費の一部を助成します。

対 象 地 域	市内の準工業地域及び工業地域 ※除外区域あり
対 象 事 業	工場等を新增設する事業 (既存の建物を賃借または取得する場合を含む)
対 象 経 費	土地、建物、設備の取得等に要する費用(賃借料・リース料を含む) など
補 助 率 ・ 限 度 額	助成対象経費の1/10以内 上限最大3,000万円

川崎商工会議所 関係制度

川崎商工会議所 中小企業経営支援のご案内

川崎商工会議所
中小企業振興部

川崎商工会議所の経営支援メニュー

- ① 専門相談員制度
- ② マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
- ③ 経営者の退職金制度（小規模企業共済）
- ④ 連鎖倒産を防ぐ共済制度（経営セーフティ共済）
- ⑤ KAWASAKI事業承継市場
- ⑥ 労働保険事務組合
- ⑦ 各支所の相談窓口

川崎商工会議所の経営支援メニュー

① 専門相談制度

経営上の様々な問題に、55名の専門家が対応します。

- ・ 経営：売上増・生産力向上について
- ・ 労務：労務管理・労働保険について
- ・ 金融：事業資金の借入について
- ・ 法律：経営上の法律問題や不動産の賃借等について
- ・ 税務：決算書・申告書作成指導について
- ・ 特許：発明・特許・実用新案・商標について
- ・ 経理：帳簿の記帳指導等について
- ・ 創業：経営革新・創業支援・経営革新計画について
- ・ その他：その他経営上の諸問題について

【対応相談員】

弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士・
弁理士・社会保険労務士・中小企業診断士・一級建築士・
不動産鑑定士等



川崎商工会議所の経営支援メニュー

②マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

新規販路開拓や創業時の資金調達相談に対応。無担保・無保証人

○融資額 2,000万円以内 金利：1.13%（令和4年10月3日現在）

○返済期間 運転資金 7年（据置期間1年以内）

設備資金 10年（据置期間2年以内）

【ご利用できる方】

- ・従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者（法人役員・個人事業主・家族・パート等は除く）
- ・最近1年以上川崎市内で事業を行っていること
- ・納期の到来している税金を完納していること

●新型コロナウイルス対策マル経

1,000万円別枠・運転資金10年以内（据置3年以内）

設備資金10年以内（据置4年以内）

貸付日から当初3年間 一般マル経適用利率-0.9%

川崎商工会議所

マル経融資

小規模事業者経営改善資金融資制度

無担保

無保証人

融資額

2,000万円以内

返済期間

運転資金 **7年** / 設備資金 **10年**



川崎商工会議所の経営支援メニュー

③経営者の退職金制度（小規模企業共済）

④連鎖倒産を防ぐ共済制度（経営セーフティ共済）

◆小規模企業共済

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が、事業をやめられたり退職された場合に備え、資金をあらかじめ準備しておく制度。掛金は毎月千円から7万円の範囲で全額所得控除になり、事業資金等の貸付制度も利用できる。

◆倒産防止共済

取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高8,000万円）で回収困難な売掛債権等の額以内の「貸付」が受けられ、掛金は全額損金か必要経費に算入できる。貸付金は無担保・無保証人。

川崎商工会議所の経営支援メニュー

⑤ KAWASAKI事業承継市場

川崎商工会議所・川崎信用金庫・（公財）
川崎市産業振興財団・川崎市で構成。

後継者がいない経営者や、事業承継の準備
を始めている経営者・後継者まで、専門家
派遣やマッチング支援を通し、現状や規模
に応じてサポートを行っています。



川崎商工会議所の経営支援メニュー

⑥労働保険事務組合

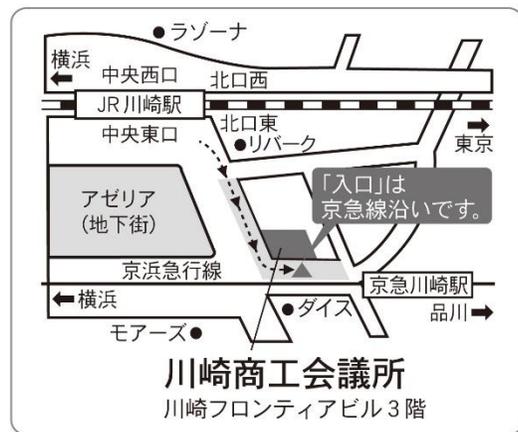
- 労働者（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、どのような業種でも労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きをしなければなりません。が、繁雑な事務手続きが負担になっている場合が少なくありません。
- 事業主のみなさんに代わって雇用保険の届出や労働保険料の申告納付など面倒な事務をお引き受けするのが、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合です。
- 川崎商工会議所の労働保険事務組合（厚生労働大臣認定）へのご加入をご検討下さい。

川崎商工会議所の経営支援メニュー

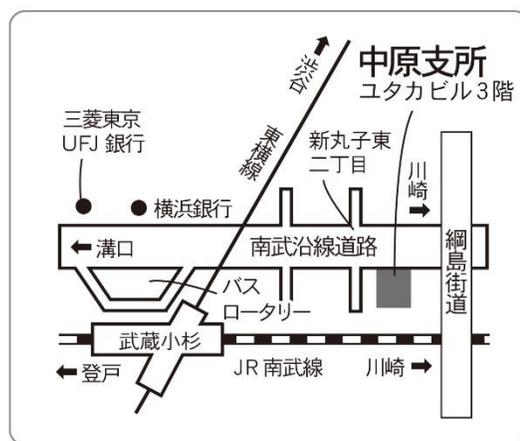
⑦各支所の相談窓口

- 本部・川崎幸支所：川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル3階（川崎駅徒歩4分）
- 中原支所：川崎市中原区新丸子東2-926ユタカビル3階（武蔵小杉駅徒歩5分）
- 高津宮前支所：川崎市高津区溝口1-6-1クレール溝口3階（武蔵溝ノ口駅徒歩3分）
- 多摩麻生支所：川崎市多摩区登戸2102-1第2井上ビル2階（向ヶ丘遊園駅徒歩5分）

本部・川崎幸支所



中原支所



高津宮前支所



多摩麻生支所

